

佐賀市建設工事総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、佐賀市が発注する建設工事において実施する総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、総合評価落札方式簡易型（以下「簡易型方式」という。）及び総合評価落札方式特別簡易型（以下「特別簡易型方式」という。）とは、技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画（簡易型方式の場合に限る。）や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき、技術力と価格とを総合的に評価する総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、施工能力、技術提案及び価格が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。次条において同じ。）をいう。

（対象工事の選定）

第3条 簡易型方式又は特別簡易型方式を適用する建設工事は、技術的な工夫の余地が小さい工事のうち、総合評価落札方式に適すると認められるものの中から選定する。

（学識経験者の意見聴取）

第4条 市長は、簡易型方式又は特別簡易型方式を行うに当たって、落札者決定基準を定めようとするときは、対象工事ごとに、あらかじめ学識経験者2名以上の委員で構成する総合評価技術委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 何人も委員会の内容を漏らしてはならない。

（技術審査会）

第5条 市長は、委員会に意見を聴くに当たって、事前に技術審査会に諮らなければならない。

2 技術審査会は、当分の間、佐賀市入札者指名等審査委員会規程（平成17年佐賀市訓令第43号）第2条に規定する第1種委員会をもってこれに代える。

（入札公告への記載）

第6条 簡易型方式又は特別簡易型方式により入札を行うときは、当該入札に係る公告に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 簡易型方式又は特別簡易型方式による入札であること。

(2) 技術資料の内容及び提出期限等

(3) 落札者決定基準に関する事項

(4) その他必要と認める事項

(技術資料等の提出)

第7条 入札参加を希望する者は、技術資料及び証明書類（以下「技術資料等」という。）を提出しなければならない。

2 技術資料等については、次のように取り扱うものとする。

(1) 作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 返却及び公表は行わない。

(3) 提出後における修正及び再提出は認めない。

3 技術資料等の内容が適切と認められなかった場合は、入札参加資格について欠格とする。

(技術資料等の欠格の通知)

第8条 市長は、前条第3項の規定により欠格とした者に対して、委員会の終了後に審査結果通知書により通知するものとする。

2 技術資料等が適切と認められなかったために欠格とした場合は、通知に併せてその理由も付すものとする。

(技術資料等が適切と認められなかった理由の説明)

第9条 前条第1項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から5日以内（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）に、市長に対し、技術資料等が適切と認められなかった理由について説明を求めることができる。

2 市長は、第1項の理由について説明を求められたときは、速やかに回答するものとする。

(落札者の決定方法)

第10条 簡易型方式又は特別簡易型方式による落札者の決定方法は、次のとおりとする。

(1) 基礎点に評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得た数値に定数（10,000,000）を乗じて次式で得られた値を評価値とする。

技術評価点＝基礎点（100点）＋加算点

評価値＝技術評価点÷入札価格×10,000,000（小数点以下6桁目を切捨て）

(2) 入札参加者で入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が基礎点を予定価格

で除した数値に対して下回った場合は、この限りでない。

(3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(令第167条の10第1項の準用)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令第167条の10第1項を準用して落札者を決定する。この場合において、同項中「最低の価格をもって申込みした者」とあるのは「評価値の最も高い者」と読み替える。

(1) 評価値の最も高い者が入札した価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき。

(2) 評価値の最も高い者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であるとき。

2 令第167条の10第1項を準用する場合の手續に関し必要な事項は、別に定める。

(結果の公表)

第12条 市長は、落札者を決定したときは、技術評価点、評価値及び入札価格等について速やかに公表するものとする。

(落札者として選定されなかった理由の説明)

第13条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（佐賀市の休日に関する条例第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）に、市長に対し、落札者として選定されなかった理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求めた入札参加者以外の者の審査内容の説明は、求めることができない。

2 市長は、前項の理由について説明を求められたときは、速やかに回答するものとする。

(技術提案の使用)

第14条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する場合は、この限りでない。

(施工方法を指定しない部分の工事)

第15条 設計図書で施工方法を指定しない部分の工事に関し、発注者が技術資料等を適切と認めたときは、落札者は、当該部分の工事に関する責任を負うものとする。

(落札者の不履行等に基づく措置)

第16条 落札者の責めにより、落札者が技術資料等の内容のとおり施工できなかったときは、工事成績評定の減点対象とする。

2 契約締結後、落札者が提出した技術資料等に関し、虚偽記載等悪質な行為が判明したときは、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第17条 総合評価に関する入札経過書を除き、この要領の規定により入札者から提出された資料等は公表しない。

(補則)

第18条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年7月7日から施行する。
(佐賀市建設工事総合評価落札方式簡易型実施要領の廃止)
- 2 佐賀市建設工事総合評価落札方式簡易型実施要領(平成26年7月16日施行)は、廃止する。